

営業秘密保護法制（各国比較）

参考資料1

		日本 (不正競争防止法)	米国 (経済スパイ法・UTSA)	韓国 (不正競争防止法)	ドイツ (不正競争防止法)	
	秘密管理要件	「秘密として管理されている」	・「秘密性の保持のために、当該状況のもとにおいて合理的な努力の対象となっている」(UTSA) ・「秘密にしておくために合理的な手段を講じていること」(経済スパイ法)	「相当な努力によって秘密として維持されている」	「当該企業の意思に従って秘密として守られていること」	
	処罰範囲	取得・使用・開示 (二次取得者まで)	取得 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	
	犯罪成立時期	既遂のみ	共謀・未遂 (共謀者のうちの1人以上が目的達成のための何らかの行為をなす必要)	陰謀・予備・未遂	共謀・未遂	
	国外犯の取扱い	使用・開示	・国民の国外犯 ・米国において侵害行為の助長がなされた場合	・国民の国外犯 ・韓国企業に対して犯罪行為がなされた場合	取得・使用・開示	
刑事	自然人	懲役	10年以下	10年以下 (外国政府・機関に便益を与えるために営業秘密を取得した場合は、15年以下)	5年以下 (外国で使用する目的での漏えいの場合は10年以下)	3年以下 (重大な事例は5年以下 ①職業上行う場合 ②開示の場合にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③第2項第2号に基づく使用を自らが外国で行う場合)
		罰金	1000万円以下	25万ドル(量刑ガイドライン) (外国政府・機関に便益を与えるために営業秘密を取得した場合は、500万ドル以下)	5000万ウォン(約500万円)以下 (違反行為による利得額の10倍が5000万ウォンを超える場合は、不当利得額の2~10倍以下 外国で使用する目的での漏えいの場合は1億ウォン(約1000万円)以下)	上限の法定なし
	法人重課	罰金	3億円以下	500万ドル(約5億円)以下 (外国政府・機関が関与する場合は、1000万ドル又は不当利得額の3倍以下)	×	100万ユーロ(約1.3億円)以下
	非親告罪	×	○	○	○ (特別の公共の利益がある場合は不要)	
	主観要件	図利又は加害	図利かつ加害	図利又は加害	図利又は加害	
民事・その他	営業秘密侵害物品の輸入禁止	×	○	○	×	
	推定規定の導入	導入検討	×	×	×	
	時効・除斥期間の見直し	時効3年、除斥期間10年	差止請求権に係る明文の期間制限なし(損害賠償については、時効3年(UTSA)。ただし、州法によっては5年。)	差止請求権に係る明文の期間制限なし。(損害賠償については、時効3年、除斥期間10年)	時効3年、除斥期間10年又は30年(民法)(損害賠償も同様)	

※ただし、各国ごとに訴訟制度や証拠収集制度等の差異があるため、単純な比較は困難。